

## 「東久留米市子ども・子育て会議条例」の改正について

## 1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和2年法律第41号）（令和2年9月10日）」の施行に伴い、「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）」に定める「特定地域型保育事業者の確認」について、事業者が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする改正が行われた。このことにより東久留米市子ども・子育て会議条例（平成25年東久留米市条例第24号）について改正する。

## 2 改正内容

東久留米市子ども・子育て会議条例新旧対照表

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| 第1条及び第2条（現行のとおり）<br>（所掌事項）<br>第3条（現行のとおり）<br><br>（1）（現行のとおり）<br><br>（2）特定地域型保育事業者の利用定員の設定に関する法第43条第2項の規定に基づく事項<br>（3）から（5）まで（現行のとおり） | 第1条及び第2条（略）<br>（所掌事項）<br>第3条 会議は、東久留米市長（以下「市長」という。）の諮問に応じて、東久留米市（以下「市」という。）における次に掲げる事項について処理する。<br>（1）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する法第31条第2項の規定に基づく事項<br>（2）特定地域型保育事業者の利用定員の設定に関する法第43条第3項の規定に基づく事項<br>（3）子ども・子育て支援事業計画に関する法第61条第7項の規定に基づく事項<br>（4）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議に関する事項<br>（5）保育料その他の子ども・子育て支援に関する施策に係る事項並びにこれに関連する給付及び事業の扱いに関する事項 |
| 第4条から第8条まで（現行のとおり）   | 第4条から第8条まで（略）  |

【参考】子ども・子育て支援法（抜粋）

（見え消し部分は法改正による変更を表しています）

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあつては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長が行う。

~~2 前項の確認は、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に居住地を有する者に対する地域型保育給付費及び特例地域型保育給付費の支給について、その効力を有する。~~

~~3-2 市町村長は、第一項前項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。~~

~~4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る地域型保育事業所が当該市町村の区域の外にある場合であつて、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないときは、第二十九条第一項の確認をしてはならない。ただし、第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、この項本文の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、この限りでない。~~

~~5 前項ただし書の規定により同項本文の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る地域型保育事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第二十九条第一項の確認があつたものとみなす。~~

~~一 所在地市町村長が第二十九条第一項の確認をしたとき 当該確認がされた時~~

~~二 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認がされているとき 被申請市町村長が当該地域型保育事業所に係る地域型保育事業を行う者から第一項の申請を受けた時~~

~~6 所在地市町村長による第二十九条第一項の確認についての第五十二条第一項の規定による取消し又は効力の停止は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第二十九条第一項の確認の効力に影響を及ぼさない。~~